

●香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年4月30日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入について 証紙収納簿の収納日欄に、証紙消印日と異なる日付を記載しているものがあつた。（高速道路交通警察隊）</p> <p>イ 支出について (ア) 速度違反自動取締装置保守業務委託について、請求書の内訳を十分確認することなく、委託料を支出していた。（高速道路交通警察隊） (イ) 手記の朗読、録音作業の代金について、所得税を源泉徴収していなかった。（運転免許課） (ウ) エアコンの修繕について、修繕伺により執行しているが、2者以上からの見積書を徴収する必要がある。（坂出警察署）</p>	<p>ア 収入について 直ちに証紙収納簿の収納日を証紙消印日と同じ日付に訂正した。今後、複数の職員による確認を行う。</p> <p>イ 支出について (ア) 直ちに正当な請求書内訳を委託業者から提出させ、検査検収を行った。今後、請求書と内訳書の内容の確認を徹底する。 (イ) 支払の相手方から徴収漏れとなっていた所得税相当額を返還させるとともに、税務署に納付した。今後、源泉徴収義務の有無について調査確認を徹底し、適正に徴収する。 (ウ) 事前に見積書を徴収して金額を算出することが困難な場合等を除き、修繕においては、今後、2者以上から見積書を徴収することを徹底し、競争性の確保に努める。</p>
検討指示事項	<p>給食調理業務委託契約において、契約内容の適正な履行を確保するため、最低制限価格の設定及び履行確認の方法等について検討する必要がある。（警察学校）</p>	<p>平成26年度から、仕様書に品質管理及び履行状況検証のための給食評価委員会設置等を明記し、契約方式も、適切な技術力等を持つ受託者を選定できる企画競争（プロポーザル方式）契約に変更した。</p>